

令和7年第3回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和7年3月24日(月) 14時00分～15時30分

1 場 所 南有馬庁舎 2階会議室1

1 出席者の氏名

教育長	松本弘明
教育委員	中村一也
教育委員	松尾哲
教育委員	植木智穂
教育委員	瀬川百合

1 欠席者の氏名

1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	五島裕一
学校教育課長	大草修三
生涯学習課長	田口享史
文化財課長(兼)世界遺産推進室長	中村隆敏
教育総務課教育総務班長	井上実

1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告・各課室報告

第5 議案審議

議案第6号 南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第7号 南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

議案第8号 南島原市歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第9号 南島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

議案第10号 南島原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

議案第11号 南島原市世界遺産推進本部設置要綱の一部を改正する訓令について

議案第12号 南島原市立小・中学校適正規模・適正配置在り方検討委員会要綱の制定について

議案第13号 学校医の変更について

議案第14号 学校薬剤師の変更について

議案第15号 南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について

報告第2号 南島原市原城跡世界遺産センター新設工事（建築）請負契約の締結について

第6 その他

- (1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について
- (2) 令和6年度南島原市一般会計補正予算（第9号）について
- (3) 次回教育委員会定例会の開催について
- (4) その他

第7 閉会

日程 第1 開会

松本教育長

教育長の職務代理者につきましては、これまで中村委員さんを指名しておりましたが、来年度も引き続き、中村委員さんを教育長職務代理者として指名しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、只今から、「令和7年第3回定例会」を開会いたします。

日程 第2 前回会議録の承認

松本教育長

日程第2「前回会議録の承認」ですが、今回は2件ございます。

委員の皆さんには、事前にご確認をいただいております。

第2回定例会の署名人は植木委員

第1回臨時会の署名人は松尾委員

を指名しておりましたので、ここで、署名をお願いいたします。

日程 第3 会議録署名人の指名

松本教育長

日程第3「会議録署名人の指名」ですが、今回は、「瀬川委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

それでは、会議録署名人に「瀬川委員」を指名いたします。

日程 第4 教育長報告・各課室報告

松本教育長

日程第4「教育長報告・各課室報告」を行います。

教育長報告につきましては、教育次長から説明させます。

教育次長

(別紙により、教育長が出席した諸会議等の概要について報告。)

松本教育長

次に、「各課室報告」を行います。

教育総務課から順に報告をさせます。

各課室長・班長

(別紙により、各課室の諸会議等の概要について報告。)

松本教育長

只今の報告について、何かお尋ねなどはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、以上で、「教育長報告・各課室報告」を終わります。

日程 第5 議案審議

松本教育長

続きまして、日程第5「議案審議」を行います。

松本教育長

議案第6号「南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

内容について、担当班長から説明させます。

教育総務班長

議案第6号「南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について」をご説明させていただきます。

提案理由は、保証人の要件を緩和するため、所要の改正を行うものでございます。

2 ページ 新旧対照表をご覧ください。

表の右側が改正前になりますが、これまで、保護者以外の保証人の要件を

(1) 地方税が課税され、滞納がないこと。

(2) 借入申請時において、満60歳以下であること。

と規定しておりましたが、定年年齢の引き上げ等に伴い保証人の年齢制限を撤廃し、さらに活用しやすい制度となるよう改正するものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、お諮りします。

「議案第6号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第6号」は、原案のとおり決定しました。

松本教育長

次に、議案第7号「南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

内容について、担当班長から説明させます。

教育総務班長

議案第7号「南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」をご説明させていただきます。

提案理由は、令和7年4月1日に予定する機構組織の改編に伴い、所要の改正を行うものでございます。

3 ページ 新旧対照表をご覧ください。

表の右側が改正前になりますが、令和7年4月1日から、文化財課と世界遺産推進室が統合され、文化財課が文化財班と世界遺産推進室班の1課2班体制になる予定でございます。

このため、第2条（組織）の表、課等及び班から、一番下の世界遺産推進室及び世界遺産推進班を削除し、文化財課の中に世界遺産推進班を追加いたします。

これに伴い、規則中の「課等」などの字句の整理を行い、別表第1の文化財課の事務分掌に世界遺産推進班の事務分掌を追加するものでございます。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、お諮りします。

「議案第7号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第7号」は、原案のとおり決定しました。

松本教育長

次に、議案第8号「南島原市歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規

則について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

文化財課長

議案第8号「南島原市歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則について」をご説明させていただきます。

提案理由は、北有馬歴史民俗資料館の用途を廃止し、埋蔵文化財出土遺物の整理及び保管する施設として活用するため、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第3条について北有馬歴史民俗資料館に係る項目を削除するものでございます。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、お諮りします。

「議案第8号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第8号」は、原案のとおり決定しました。

松本教育長

次に、議案第9号「南島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

内容について、担当班長から説明させます。

教育総務班長

議案第9号「南島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」をご説明させていただきます。

提案理由は、北有馬歴史民俗資料館の用途廃止及び令和7年4月1日に予定する機構組織の改編に伴い、所要の改正を行うものでございます。

6ページ 新旧対照表をご覧ください。

表の右側が改正前になりますが、北有馬歴史民俗資料館の用途廃止により、市内の歴史民俗資料館が口之津だけになることから、これまで別表第1、第2において「南島原市〇〇歴史民俗資料館」としていたものを、「南島原市口之津歴史民俗資料館」に改めるものでございます。

次に、7ページ、8ページの様式第4号、第5号でございますが、令和7年4月1日に予定する機構組織の改編に伴い、世界遺産推進室がなくなることから、「課（室）長」を「課長」に改めるなど字句の整理を行うものでございます。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、お諮りします。

「議案第9号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長 異議なしと認めます。
よって、「議案第9号」は、原案のとおり決定しました。

松本教育長 次に、議案第10号「南島原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」を議題とします。
内容について、担当班長から説明させます。

教育総務班長 議案第10号「南島原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」をご説明させていただきます。
提案理由は、令和7年4月1日に予定する機構組織の改編に伴い、所要の改正を行うものでございます。
2ページ 新旧対照表をご覧ください。
表の右側が改正前になりますが、第2条第1項第7号及び
3ページ 別表第2に理事の規定を設けておりましたが、現在、理事が不在であることから理事を削除するものでございます。
また、令和7年4月1日に予定する機構組織の改編に伴い、
世界遺産推進室がなくなることから、規程中の字句の整理を行うものでございます。
以上で、議案第10号の説明を終わります。
よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

松本教育長 この件について、何か質疑などはございせんか。

松本教育長 特にないようですので、お諮りします。
「議案第10号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〈異議なしの声〉

松本教育長 異議なしと認めます。
よって、「議案第10号」は、原案のとおり決定しました。

松本教育長 次に、議案第11号「南島原市世界遺産推進本部設置要綱の一部を改正する訓令について」を議題とします。
内容について、担当課長から説明させます。

文化財課長 議案第11号「南島原市世界遺産推進本部設置要綱の一部を改正する訓令について」をご説明させていただきます。
提案理由は、令和7年4月1日に予定する機構組織の改編に伴い、南島原市世界遺産推進本部に関する庶務が教育委員会事務局世界遺産推進室から教育委員会事務局文化財課に移ることから、改正するものです。
新旧対照表をご覧ください。
第12条中「教育委員会事務局世界遺産推進室」を「教育委員会事務局文化財課」に改めるものでございます。
以上で、議案第11号の説明を終わります。
よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

松本教育長 この件について、何か質疑などはございせんか。

松本教育長 特にないようですので、お諮りします。
「議案第11号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〈異議なしの声〉

松本教育長 異議なしと認めます。
よって、「議案第11号」は、原案のとおり決定しました。

松本教育長 次に、議案第12号「南島原市立小・中学校適正規模・適正配置在り方検討委員会要綱の制定について」を議題とします。
内容について、担当班長から説明させます。

教育総務班長 議案第12号「南島原市立小・中学校適正規模・適正配置在り方検討委員会要綱の制定について」をご説明させていただきます。
提案理由は、南島原市立小・中学校の適正規模・適正配置の在り方を検討するため、要綱を制定するものでございます。
次のページをご覧ください。
本要綱の主なものといたしましては、
第2条 所掌事項において、検討委員会は、
(1) 学校の適正規模に関すること
(2) 学校の適正配置に関すること
(3) その他教育委員会が必要と認める事項
について検討し、教育委員会教育長へ報告を行う。としております。
第3条 組織において、委員は14人以内をもって組織し、教育委員会が委嘱するとしております。
委員の構成は
(1) 学識経験者 2人以内
(2) 学校関係者 4人以内
(3) 保護者代表 6人以内
(4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者2人以内
としております。
その他の項目につきましては、記載のとおりでございます。
以上で、議案第12号の説明を終わります。
よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

松本教育長 この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長 特にないようですので、お諮りします。
「議案第12号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〈異議なしの声〉

松本教育長 異議なしと認めます。
よって、「議案第12号」は、原案のとおり決定しました。

松本教育長 次の、議案第13号「学校医の変更について」と議案第14号「学校薬剤師の変更について」は、関連がありますので、一括して議題といたします。

学校教育課長

内容について、担当課長から説明させます。

議案第13号「学校医の変更について」をご説明させていただきます。

提案理由は、学校保健安全法第23条に基づき、学校医を変更したいので提案するものでございます。

次のページの「令和7年度南島原市小学校・中学校学校医名簿」をご覧ください。

学校医の変更ですが、令和7年度の委嘱にあたっては、南高医師会の推薦を踏まえております。

変更案につきましては、黄色で示しております。

まず、有家小学校の学校医として、常岡 伯紹先生（つねおかクリニック）を新たに委嘱します。

新たに委嘱する理由については、児童数に見合った学校医の配置となるよう、2名の配置としたためです。

次に、堂崎小学校の学校医を奥村 幸司先生（南島原クリニック）としております。

変更の理由については、前任の常岡伯紹先生が、有家小学校の校医になられることに伴う変更です。

次に、有家中学校の学校医を坂上 秀和先生（坂上整形外科）

北有馬中学校の学校医を佐藤 哲也先生（北有馬クリニック）

南有馬小学校の学校医を太田 大作先生（菜の花クリニック）

南有馬中学校の学校医を中村 研二先生（中村医院）としております。

変更の理由については、特段ご報告する内容はございません。

続いて、議案第14号「学校薬剤師の変更について」をご説明させていただきます。

提案理由は、学校保健安全法第23条に基づき、学校薬剤師を変更したいので提案するものでございます。

次のページの「令和7年度南島原市小学校・中学校学校薬剤師名簿」をご覧ください。

学校薬剤師の変更ですが、令和7年度の委嘱にあたっては、島原薬剤師会の推薦を踏まえております。

変更案につきましては、黄色で示しております。

小林小学校の学校薬剤師を松島 卓矢先生（健康堂薬局）

大野木場小学校の学校薬剤師を宮崎 千春先生（健康堂薬局）

深江中学校の学校薬剤師を高原 滉一郎先生（健康堂薬局）

としております。

変更の理由については、特段ご報告する内容はございません。

以上で、議案第13号、議案第14号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

松本教育長
松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。
特にないようですので、お諮りします。

「議案第13号」及び「議案第14号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第13号」及び「議案第14号」は、原案のとおり決定しました。

松本教育長

次に、議案第15号「南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について」を議題といたします。

内容について、教育次長から説明させます。

教育次長

議案第15号「南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について」をご説明いたします。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項の規定により、別紙の者に対し辞令を発令したいので、教育委員会の意見を求めるものでございます。

(南島原市教育委員会事務局職員辞令交付対象者一覧により説明)

以上で、議案第15号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。
特にないようですので、お諮りします。

「議案第15号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第15号」は、原案のとおり決定いたしました。

松本教育長

次に、報告第2号「南島原市原城跡世界遺産センター新設工事（建築）請負契約の締結について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

世界遺産推進室長

報告第2号「南島原市原城跡世界遺産センター新設工事（建築）請負契約の締結について」をご説明させていただきます。

提案理由は、南島原市原城跡世界遺産センター新設工事（建築）について、予定価格が1億5,000万円以上の契約を締結したため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告するものでございます。

資料として、「資料1 概要図」、「資料2 平面図」、「資料3 イメージ図」を添付いたしております。

契約の目的は、南島原市原城跡世界遺産センター新設工事（建築）、
契約の方法は、制限付一般競争入札、

契約金額は、5億2千4百37万円、

契約の相手方は、

吉次・中島特定建設工事共同企業体

代表構成員 長崎県諫早市小豆崎町697番地

株式会社吉次工業 代表取締役 吉次泰祐

その他構成員 長崎県南島原市加津佐町乙86番地1

中島建設株式会社 代表取締役 中島 浩平でございます。

この工事は、南島原市原城跡世界遺産センターの建物本体の新設工事でございます。

工事の主な内容についてご説明いたします。

資料1の概要図をご覧ください。

図面の右側の国道251号から入り正面（茶色の着色部分）に建物を建築いたします。

規模は、屋根の部分なども含めて建築面積が1,585.50平方メートル、構造は、木造 一部鉄筋コンクリート造 平屋建て、屋根は鋼板、外壁は杉板張りとなっております。

次に資料2の平面図をご覧ください。

建物に向かって右側部分（ピンク色の着色部分）がガイダンス施設、中央（水色の着色部分）がエントランスや会議室を含む観光案内施設、エントランスの奥の左側（茶色の着色部分）がトイレ、左側（緑の着色部分）が物産販売施設となります。

完成予想図は資料3のイメージ図のとおりとなっております。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

この件について、何か質疑などはございませんか。

特になさいます。

「報告第2号」につきましては、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございます。以上の報告をもって了承をお願いします。

日程 第6 その他

続きまして、日程第6「その他」に移ります。

第1号「準要保護児童生徒就学援助の認定について」を議題とします。

この案件につきましては、個人情報が含まれておりますので、非公開にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

この案件は、非公開といたします。

〈非公開の説明〉

只今説明しました件につきましては、認定の基準に該当しており、「就学援助」

松本教育長
松本教育長

松本教育長
松本教育長

松本教育長
松本教育長

の対象者として認定したものでございます。

以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、第2号「令和6年度南島原市一般会計補正予算（第9号）について」を議題とします。

内容について、担当班長から説明させます。

教育総務班長

（令和6年度南島原市一般会計補正予算（第9号）説明）

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか

松本教育長

特にないようですので、第2号「令和6年度南島原市一般会計補正予算（第9号）」を終わります。

松本教育長

次に、第3号「次回教育委員会定例会の開催について」を議題とします。

回りの定例会は、4月25日、金曜日、午後2時から開催する予定としますので、よろしくをお願いします。

松本教育長

次に、第4号の「その他」でございしますが、皆様方から、何かございませんでしょうか。

教育総務班長

（今後の行事予定等について）

学校教育課長

（学校給食費債権放棄報告について）

松本教育長

他にございませんか。

特にないようですので、以上で、第3号の「その他」を終わります。

日程 第7 閉会

松本教育長

以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。

委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 15時30分

会議録署名人

教育委員

記録職員